

お手入れカレンダー

6月頃～7月頃

排水口のお掃除

汚れや詰まりを一掃して、悪臭予防をしましょう。

カビ対策

網押入・下駄箱・床下収納などは、収納物を取り出して換気をしましょう。



工事だより

栗林小学校改築工事 (JV)



M様邸新築工事



西植田コミュニティセンター耐震補強等改修工事



スタッフ紹介

事務所



氏名：久保一樹 (くぼ かずき)

入社日：平成6年4月1日 (22年目)



弊社の雑学王です。質問すれば、的確な答えをもらえます。
冷静な判断力があり、折衝能力に優れています。
お客様へ：皆様のお役に立つ情報をお届けします。

工事支援課



氏名：長尾真由美 (ながお まゆみ)

入社日：平成5年4月1日 (23年目)



物静かで、花を愛し、社内を常に花で明るくしてくれます。
仕事は安心して任せられる頼もしい人です。
お客様へ：お客様のご要望に応えられるよう、お話をたくさんさせて頂きたいです。

住宅の耐震基準について

平成28年4月14日から発生している熊本地震。震度7の揺れが2回起こり、1回目の揺れでもちこたえていた建物が2回目の揺れで倒壊してしまう建物もありました。（本震（2回目）の揺れで、崩壊や大きな変形を生じた割合47.1%）建築基準法で、**耐震基準**は決められていますが、今回熊本県益城町で観測した前震と本震の地震動は想定を上回りました。

○「**耐震基準**」とは・・・一定の強さの地震が起きても、倒壊または、損壊しない建築物が建てられるよう、建築基準法が定めている基準のこと。

・**旧耐震基準（昭和56年5月31日まで）**

震度5強程度の地震でほとんど損傷しないことを検証。

・**新耐震基準（昭和56年6月1日以降）**

震度5強程度の地震でほとんど損傷しないことに加えて、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないことを検証。

■**地震発生時の木造建物（住宅）の状況**

震度階級	耐震性が高い（新耐震基準）	耐震性が低い（旧耐震基準）
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂が見られる。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※構法の違いや壁の配置などにより、耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※この表における木造の壁のひび割れ、亀裂・損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ、物被害が少ない事例もある。

地震での倒壊の不安を少しでも解消するために、「**耐震診断**」をしてみませんか？

耐震診断費用は、諸要件にもよりますが、10万円前後になります。

（補助金が出るのは、昭和56年5月31日以前に着工された建物です。※別紙参照）

我が家がどのくらい地震に耐えられるかを知っておくと家の外に逃げるかどうかの判断基準になると思います。

戸建（木造）住宅

「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による判定

◎	○	△	×
評点1.5以上	評点1.0以上 1.5未満	評点0.7以上 1.0未満	評点0.7未満
倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する 可能性がある	倒壊する 可能性が高い

※建築基準法で想定する地震力に対して、倒壊の可能性を示します。

マンション（区分所有建築物）

$I_s \geq 0.6$	$I_s < 0.6$
危険性が低い	危険性がある/高い

※ I_s （はいえす）値：建物の耐震性能を示す構造耐震係数

耐震診断・耐震改修の他にも、地震時の危険を回避すると助成金（目的は違いますが）が出る制度があります。

それは、**高松市緑化事業制度助成制度の「生垣設置事業」**です。古くて傷んだブロック塀は、地震が起こったとき大変危険です。既存のブロック塀を生垣に取り替えることで、地域の皆様も安心です。

助成金額は①～③のうちいずれか少ない額となります。

①植栽工事費（樹木・土壌改良費、支補保工費及び植付手間費をいう。）の合計額に3分の2を乗じて得た額

②生垣の総延長（メートルを単位とし、1メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）に5,000円を乗じて得た額。ただし、既存のブロック塀等を取り壊して生垣を設置する場合は、当該額に取り壊した既存のブロック塀等の長さ1メートルにつき2,500円を乗じて得た額を加算して得た額とする。

③15万円

※100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。※助成金の交付は、対象となった土地について1回限り。

諸要件は、高松市のホームページまたは高松市都市整備局公園緑地課（TEL: 839-2494）にてご確認ください。